

ワクチン・新規モダリティ研究開発事業
(特定領域/令和4年度1次公募) Q & A

Q1: 本事業において、リスクの高い感染症病原体を用いることが想定されるが、万が一、研究者が感染した場合に備えて、民間保険等に加入する場合の費用は、直接経費から支給できるか。また、当該職員の人件費を計上する場合、万が一、研究者が感染した場合の療養期間は、特別休暇として取り扱うことができるか。

A: AMED が委託する研究業務に限定した保険(例えば、通常労災ではカバーできない危険な業務に対する保険)であれば、直接経費から保険料を支払うことは可能です。ただし、支出については、AMED との契約期間のみの支払い(保険料が一括支払いの場合は、保険料の総額を保険期間で割った金額を契約期間に限り、年度ごと計上すること)となります。また、保険内容については、労災との切り分け等、同項目による支払いが発生することにならないよう十分に注意してください。

また、企業として事前に特別休暇等の規定を定めており、休暇中の人件費補償等、特別休暇に対する補償を規定に基づいて直接経費から支出することは可能です。ただし、対象者については、事前に本委託業務に関わる職員として登録(業務従事率等)し、感染前から直接経費より人件費を支払っている職員に限ります。

Q2: 非臨床薬効試験ユニットについて、有事の対応に関する記載は必要か。

A: 支援期間中に感染症有事になった場合、支援範囲の中でご活躍頂くことを期待しています。

Q3: 非臨床 CRO です。現時点で BSL3 施設を有していないが応募は可能か。

A: 複数機関での連携で応募される場合も想定しており、BSL3 施設を有する施設と連携した形で応募をご検討ください。

Q4: 支援ユニットとあるが、開発の費用負担のルールは設定されているか。

A: 支援ユニットに依頼する技術提供の部分については、支援ユニットでの費用負担となります。